

合格者の受検番号を閲覧することもできます。

また、国土交通省各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局では、当該地区で受検した合格者の受検番号を掲示します(合格発表日から2週間)。

注1 2月4日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団へご連絡ください。

注2 第二次検定の正答内容について、一部業者(ゼミ屋等)が模範解答を配布したり、採点結果と称して得点結果を通知しているところがありますが、これらは本財団とは全く関係ありません。

注3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

合格証明書の交付申請手続きについて

合格者の方は、国土交通省へ申請手続きを行うことで、

- ・ 第一次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士補
- ・ 第二次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士

の合格証明書が国土交通大臣より交付されます。

申請手続きについては、合格通知書にてご確認ください。

19. 住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受検地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 書類送付先住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先に行っている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)

注3 受検地を変更する場合

変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。受検地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、受検地変更をお受けできませんのでご了承ください。

20. 第二次検定のみへの申込について

次にあげる①～④のいずれかに該当し、P2～3の受検資格を満たしていると第二次検定のみへの受検申込が可能です。**第二次検定のみ受検申込を行う場合は、この願書では申し込みできません。**

- ① 技術士第二次試験の技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る)の合格者
- ② 令和2年度までの2級電気工事施工管理技術検定「学科試験のみ」受験の合格者で有効期間内の者
- ③ 令和3年度以降の2級電気工事施工管理技術検定「第一次検定」の合格者
- ④ 令和2年度2級電気工事施工管理技術検定「学科・実地」受験申込の学科試験合格者
↳④の方へは専用願書を送付済みです。

21. 「第一次検定のみ受検」の申し込みについて

第一次検定のみ受検申込できるのは、次の受検資格に該当する方です。

《第一次検定のみ受検申込を行う場合には、この願書では申し込みできません》

「第一次検定のみ受検」受検資格

試験実施年度において満17歳以上の者(今年度は、誕生日が平成17年4月1日以前の方が該当します)